

「診療所外来点数マニュアル2020」訂正のお知らせ

ご購入いただきました「診療所外来点数マニュアル2020」（2020年6月発行）におきまして、以下の誤りがございました。ここに訂正させていただきますとともに深くお詫び申し上げます。

2021年11月

【正誤表】

刷数	頁数	該当箇所	内容	書籍版 反映刷数	登録日
第1刷	93頁	「算定要件等」 7～8行目 〔2について〕	誤 自院において1を算定した日の属する月から起算して3月を限度として、月1回に限り算定できる	未	2020.07.06
			正 自院において1を算定した日の属する月 または翌月 から起算して3月を限度として、月1回に限り算定できる。 なお、1を算定した日の属する月に2を算定しなかった場合に限り、その翌月から起算すること ※赤字の追加		
第1刷	283頁	F100 処方料 (院内処方の場合) 「算定要件等」 〔外来後発医薬品使用体制加算1・2・3〕 黒丸4つ目	誤 ・後発医薬品の使用割合（1= <u>80%</u> 、2=75%、3=70%）	未	2021.11.01
			正 ・後発医薬品の使用割合（1= 85% 、2=75%、3=70%）		
第1刷	312頁	レセプトの記載方法 10行目 ③のイ	誤 イ <u>前3か月</u> の状態と比較した当月の患者の状態	未	2020.07.06
			正 イ <u>前月</u> の状態と比較した当月の患者の状態		
第1刷	359頁	人工腎臓にかかる加算の表 「時間外・休日加算」	<p>誤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日の午後5時以降に開始した場合または午後9時以降に終了した場合は、時間外・休日加算を1回のみ算定できる ・以下について時間外加算等（P.335参照）が算定できる場合は、併算定できない <ul style="list-style-type: none"> - 人工腎臓を緊急のため、午後5時以降に開始した - 人工腎臓を緊急のため、休日に行った ・夜間・早朝等加算を算定する場合は併算定できない ・休日加算の対象となる休日とは、初診料における休日加算の対象と同じ取り扱いである ・日曜日である休日（日曜日である12月29日から1月3日までの日を除く）は休日加算の対象としない <p>正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・午後5時以降に開始した場合もしくは午後9時以降に終了した場合または休日に行った場合に加算 ・休日の午後5時以降に開始した場合または午後9時以降に終了した場合は、時間外・休日加算を1回のみ算定できる ・以下について時間外加算等（P.335参照）が算定できる場合は、併算定できない <ul style="list-style-type: none"> - 人工腎臓を緊急のため、午後5時以降に開始した - 人工腎臓を緊急のため、休日に行った ・夜間・早朝等加算を算定する場合は併算定できない ・休日加算の対象となる休日とは、初診料における休日加算の対象と同じ取り扱いである ・日曜日である休日（日曜日である12月29日から1月3日までの日を除く）は休日加算の対象としない <p>※赤字の追加</p>	未	2020.07.31

（最終更新日：2021年11月1日）